

第2

保護とはどのようなものか

保護を受けるときには、その前提要件として、資産、能力を活用し、さらに私的扶養、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合に保護が行われることは前に述べたとおりです。

では、具体的にどのようなときに、どのような方法で、どのような内容の保護を受けることができるのかについて、次に述べることにします。

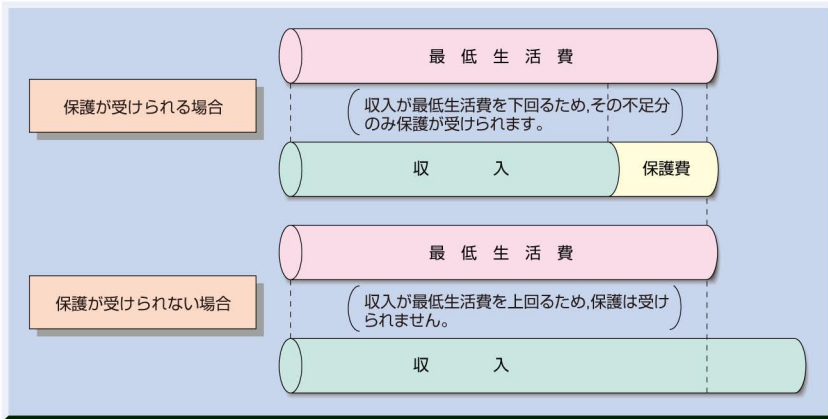
1 保護の要否

保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことのできない者に対して、最低生活を保障するのですから、まず、どのような経済状態のときに最低生活を営めないものとするかを定める判断基準が必要です。生活保護法では、この判断基準を、「①保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。②基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」(法第8条)と規定しています。これをいいかえますと、保護は、厚生労働大臣の定める基準(これを保護基準と呼びます。)によって最低生活費を計算し、これとその者の収入とを比較して、その者の収入だけでは最低生活費に満たないときに、はじめて行われ

るというものです。

この関係を図示すると次のようになります。

最低生活費と収入との対比



第2
保護とはどの
ようなものか

2 保護の種類と範囲

保護は、その内容によって、8種類の扶助に分けられています。すなわち、(1) 生活扶助、(2) 教育扶助、(3) 住宅扶助、(4) 医療扶助、(5) 介護扶助、(6) 出産扶助、(7) 生業扶助 及び (8) 葬祭扶助の8種類です。

いうまでもなく、社会生活を営む上では、食べるだけでなく、いろいろな経費が必要となりますから、扶助もこれに応じて区分されているわけです。この各々の扶助の内容がどういうものであるかは、法律によって規定されています。これについては、特別な説明は要しないと思いますので、関係の条文を次にあげておきましょう。

(1) 生活扶助

第12条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 1 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの